

## 台風19号被害に対する災害見舞金について

この度の台風19号により、被災された皆さまに心よりお見舞申し上げます。

この度の台風19号による被害は日本各地に及び、ヤマハ発動機グループで働く組合員にも被災された方がいることを受け、ヤマハ労連としてお見舞金を、下記の通り設けることといたしました。

つきましては、対象となる皆さまには所定の手続きをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

# ヤマハ労連 災害見舞金のお知らせ

### 1. 対象となる方

ヤマハ発動機グループで働く組合員

### 2. 対象となる災害

令和元年台風19号

### 3. 見舞金支給基準

#### 1) 人的被害（死亡）に対する見舞金

| 対象         | 見舞金額 |
|------------|------|
| 本人         | 10万円 |
| 配偶者        | 3万円  |
| 父母         | 2万円  |
| 子女         | 1万円  |
| 同居親族、別居義父母 | 3千円  |

#### 2) 物的被害（本人）に対する見舞金

| 対象                         | 被害状況     | 見舞金額 |
|----------------------------|----------|------|
| 持家 <sup>※1,2</sup>         | 全壊       | 10万円 |
|                            | 半壊       | 5万円  |
|                            | 部分壊/床上浸水 | 3万円  |
| 借家（寮・社宅除く） <sup>※1,2</sup> | 全壊       | 6万円  |
|                            | 半壊       | 3万円  |
|                            | 部分壊/床上浸水 | 2万円  |

※1 本人が親の持家に居住している場合は、親の持家も対象となります。

※2 単身赴任者の場合は、その配偶者の居住する家屋についても対象となります。

### 4. 手続き

- ・所定の『災害見舞金申請書』に必要事項を記入の上、各組合に提出してください。
- ・『災害見舞金申請書』は、各組合で入手できます。
- ・見舞金の申請にあたり、診断書や罹災証明書などの証明書の提出は不要です。
- ・申請の締め切りは、2019年11月末を目安とします。

※ご不明な点は、各組合、または労連事務局（内線 712-42065、外線 (0538) 34-1218）まで、お問い合わせください。